



中運局公示第170号

公 示

移動円滑化基準適用除外自動車の認定について

「移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年12月15日国土交通省令第111号)第43条及び同省令附則第3条の規定により、下記の自動車について移動円滑化基準適用除外の認定をしたので公示する。

平成26年3月25日

中部運輸局長

記



1. 移動円滑化基準適用除外を認定する自動車

道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車(同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。)であって、以下に掲げるいずれかのもの

- (1) 平成12年11月14日までに道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車
- (2) 平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの

2. 使用の本拠の位置

中部運輸局管内

3. 基準適用除外を認定する条項

第37条第2項、第38条第1項、第39条から第41条

附 則

1. 本公示は、平成26年4月1日から適用する。